施 設 利 用 約 款

改訂 2019年12月1日

第１条　（株）スポフレ21（以下会社という）が、運営・管理を行っている各事業所を、スポーツフレンド（以下本クラブ）と称します。

第２条　本クラブの所在地は、本クラブ施設以下の所在地とします。
スポーツフレンド寄居
埼玉県大里郡寄居町大字寄居231-1
スポーツフレンド秩父
埼玉県秩父市中村町3丁目23-36
スポーツフレンド本庄
埼玉県本庄市小島2丁目6-2

第３条　本クラブは会員制として入会に際しては以下の手続きをとるものとします。
1. 本クラブへの入会を希望する方は、本約款記載の各条項を承認の上、所定の申込手続きを行い、会社の承認を得た上で、所定の入会金、施設管理費、月会費その他の会費、利用費、各種手数料等（以下月会費等といいます）を会社に納入するものとします。
2. 会社は、１．に際して、本約款を交付するものとします。
3. 本クラブの会員種類、利用条件は別に定めるものとします。
4. 本クラブ指定金融機関の預金口座振替手続きをして頂ける方。
5. 外国籍の方のご入会は、必ず日本人の保証人がいる方。

第４条　本クラブの会員資格は以下の通りとします。
尚、本クラブは、その自由な裁量により、入会申込を承認又は、承認しないことが出来、その理由を示す必要も無いものとします。
1. 本約款及び本クラブの諸規定を遵守する方。尚、未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。この場合、親権者は自らの会員入会の有無に関係なく、本約款に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。
2. 健康状態に異常が無く、医師等に運動・入浴を禁じられておらず、本クラブの諸施設の利用に耐え得ると認められた方。
（健康状態に疑義のある方は、別途ご相談下さい）
3. 刺青等（ファッションタトゥーを含む）をしていない方。
4. 暴力団関係者・暴力団関係企業でない方。
5. 法人会員が随時指定する方。
6. 過去に、月会費等の滞納で会社より規約除名等の通告を受けていない方。

第５条　会社は会員に対して原則として会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。尚、法人会員が随時指定する社員等が本クラブ施設を利用するときは、別に定める方法によるものとします。
1. 会員は、本クラブ施設を利用するときは、会員証を提示しなければなりません。
2. 会員証は記名式とします。
3. 会員証は会員本人のみが使用し、他の方は使用できません。
4. 会員は、会員証を紛失した場合、速やかに会社に届け出、再発行の手続きをするものとし、所定の再発行手数料を支払うものとします。
5. 会員は、本クラブを退会するときは、会員証を速やかに返還するものとします。

第６条　会員は、いかなる場合も、その会員資格を他に貸与譲渡することは出来ません。但し、退会時に限り、譲渡できる名義変更システムをご利用下さい。

第７条　会員は、別に定める会費等を施設利用の有無に拘わらず、所定の方法により支払うものとします。

第８条　1. 会社は、月会費等が不相当なものになったと判断した場合、これを変更することができます。
また、消費税等の税法改正があった場合、通達に基づき税抜き価格に税率をかけた月会費等に変更します。
2. この場合、会社は、予め会員に告知するものとします。

第９条　1. 会社は、諸般の事情により営業時間・休業日等を変更する場合があります。
2. 会社は、次の理由により、施設の全体または、一部を臨時に休業または使用制限することがあります。
(1) 天災、地変その他やむを得ない理由により本クラブを開場できないとき。
(2) 施設の点検・補修または改修をするとき。
(3) 会社が定める日（定休日）及び年末年始・夏季。
(4) 会社が主催する特別行事（イベント）を開催するとき。
3. 会社は、1.及び2.(2) (3) (4)の場合、予め会員に告知するものとします。本約款における会員への告知方法は施設内掲示と会社ホームページへの掲載とします。

第10条　会員は、住所、連絡先その他の入会申込手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を所定の書面にて本クラブに届け出るものとします。
会社から会員宛に郵便物等の通知をする場合、会員からの届けがあった住所に送り、未配達があっても、本クラブからの通知が会員に到達したものとします。

第11条　次の項目に該当する方の施設利用は、これを禁止します。
1. 刺青等（ファッションタトゥーを含む）のある方、暴力団関係者。
2. 伝染病、その他、他人に伝染または、感染する恐れのある疾病を有する方。
3. 飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方。
4. 医師により運動・入浴を禁じられている方。
5. 妊娠している事が判明したとき。
6. 他の施設利用者に迷惑をかけるなど、会社が不適切と認めた方。

第12条　会員は、会社の認証を得た上で会員以外のものを紹介して（以下ビジターと言います）施設を利用させることができます。ビジターに対する料金の種類、金額、支払い方法等は、別に定めるものとします。

第13条　1. 本クラブ施設利用（駐車場・駐輪場含む）に際して、個人の責任と危険負担において行われる事を明確に承認し、会員・ビジターまたは第三者・法人会員が随時指定する社員に生じた人的・物的事故については会社は一切損害賠償の責を負いません。
2. 会員同士の間に生じた係争やトラブルについても会社は一切関与しません。

第14条　会員、法人会員、会員が同伴紹介したビジターが本クラブの利用に際して発生した盗難については、会社は一切被害賠償の責を負いません。また本クラブに設置されているロッカー等についても、会員自身の責任と負担により、これを使用するとし収納物の盗難・毀損その他についての一切の損害賠償・補償等の責は負いません。

第15条　施設利用中、自己の責に帰すべき事故により、会社又は、第三者に損害を与えた場合は、速やかに賠償の責任を果さなければならない。この場合、法人会員が随時指定する利用者並びに、ビジターは、それぞれ法人会員並びに同行した会員が連帯して責任を負うものとする。

第16条　1. 会員が、本契約を解除しようとするときは、会員証を添付の上、当月15日までに本クラブ所定の書面にて会社に「退会届」を提出するものとします。会員は、退会届を提出した当月の月会費等を支払うものとし、翌月以降の月会費等は免除されるものとします。
2. 退会月以前に、月会費等の滞納がある場合は、完納していただきます。
退会後も、支払い義務を負うものとします。
また、会社は請求する権利を有します。
3. 会員が死亡した場合、親族及び関係者からの、退会届の提出が必要となります。

第17条　会社はやむを得ざる事情により、会員との契約を解除する場合には、会員に契約解除を通知するものとします。

第18条　会員は、次の場合に会員資格を喪失し、自動的に契約は、終了するものとします。
1. 死亡
2. 除名
3. 法人の場合解散
4. 退会したとき

第19条　会員、法人会員の利用者、ならびに会員が同伴・紹介したビジターにおいて、次の事項のいずれかに該当する行為があった場合、会社は会員資格を一時停止又は除名する事が出来ます。
1. 会員が、入会に際し虚偽の申告を行ったとき、又は、入会資格に抵触したとき。
2. 本クラブの名誉を毀損したり、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
3. 月会費等の諸支払いを2ヶ月以上滞納し、支払いの督促書に応じないとき。
4. 本クラブの施設、設備等を、破損・損傷・乱暴に扱う等の威嚇行為があったとき。
5. 宗教活動等や営利・非営利を問わず勧誘活動（団体加入の勧誘・署名活動を含む）を行ったとき。
6. 他人を誹謗・中傷すること。
7. 他人に対する暴力行為や威嚇行為をしたとき。
8. 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為をしたとき。
9. 刃物や有害な薬物等、危険物を持ち込むこと。
10. クラブ従業員の、業務を妨げる行為。
11. 他人の施設利用を妨げる行為。本クラブ館内外全ての施設・駐車場などの場所等を、指定・独占するなど他人の施設利用を妨げる発言と行為。
12. 他人・クラブ従業員を待ち伏せや、後をつけたり、執ように話しかける等を含むストーカー行為。
13. 本クラブ施設指定場所以外での、喫煙・飲食・排泄行為。
14. 動物を、館内に持ち込むこと。
15. その他本条各項に準じる行為。
16. 本クラブ入会後、暴力団等の勢力に関与していたことが認められた時。
17. 本クラブ入会後に、刺青等（ファッションタトゥー）を、入れた時。
18. 本クラブの器具・備品・備え付けの消耗品等の持ち出しがあったとき。
19. 大声で怒鳴る、奇声をあげるなどの行為。

第20条　会員及び会社は、本約款及びその他の諸規則を遵守するものとします。

第21条　本約款及びその他の諸規則の制定及び改訂は、会社がこれを定めるものとし、その効力は全会員に及ぶものとします。
会社は、改訂を行うときは、その内容をクラブ内の所定の場所に掲示するものとします。

第22条　本クラブの許可を得ない撮影行為は、プライバシー保護の為会員及び保護者においても一切禁止とします。

第23条　会員が本クラブ利用中に生じた紛失物・忘れ物・放置物については会社は、一切損害賠償・補償等の責は負いません。
忘れ物・放置物については、原則2週間保管した後、処分させていただきます。但し、腐敗・異臭等の安全衛生上、問題が生じる恐れがある場合、すぐに処分を行うことができるものとします。

第24条　会社は、さまざまなキャンペーンや、販売商品の割引等の内容や期間など事前に告知する義務を負わないものとします。

以　上